

2023年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」にかかる公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	事業内容	チップ、ペレットの利用技術として専焼やガス化発電等があると思うが、エネルギー利用の技術開発、実証試験の研究開発は対象か？	あくまで「木質バイオマス燃料の製造」が対象である。発電設備、エネルギー技術開発そのものが主体の提案は対象になりません。
2	公募要領	外部の企業に主任研究者を任せる事は可能か？	主任研究者はその機関と雇用契約が有り、所属の必要があります。又、研究実施場所毎に登録が必要です。共同申請の場合は申請者ごとに最低1名の主任研究者の登録が必要です。
3	公募要領	雇用契約ではなく、顧問料を支払いして常勤ではない顧問契約している顧問は主任研究者の対象か？	顧問契約自体は問題ないと思いますが、NEDO HP 「委託/助成 業務Q&A 2023年度4月版」 Q1 - 4 に日常的に研究員の業務内容を確認することが必要とあります。（業務管理者を主任研究者と読み替えます）非常勤であることで責任者としての役割を十分に果たせない場合、主任研究者として適切ではないと考えます。 「委託/助成 業務Q&A 2023年度4月版」 → https://www.nedo.go.jp/content/100922234.pdf
4	事業内容	研究開発項目②で萌芽更新、植林、伐採を念頭に入れながらの施行方法、伐採の開発は対象になるか？	萌芽更新や植林の実務が無く、伐採を含めての提案なら研究開発項目②で可能です。
5	公募要領	すべての研究員がe-Radへの登録が必要か？	不要です。提案事業者に各一人のe-Rad登録で問題ございません。
6	事業内容	廃材として捨てられているような燃料材は対象か？	製材所の残材、剪定枝は対象ですが、建築廃材、廃菌床は対象外です。

2023年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」にかかる公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
7	公募要領	共同提案の際、事業者間の関係性の決まり、主従の関係性は必要か？	取組内容、役割分担で決めていただければかまいません。代表は決めて頂きたいですが、対等でも特に問題は無いです。
8	事業内容	説明会資料P15、研究開発項目②に・が3項目があるが、すべて満たしていないと公募は出来無いか？	対象がチップであればすべてを満たす必要はございません。
9	事業内容	海外からのチップ、ペレットの輸入の実証は対象か？	本事業は国産木質バイオマス燃料の資源量拡大、燃料の安定供給確保などを狙いとした事業であるため、海外産の原料は対象外です。
10	事業内容	研究開発項目②では、燃料用木質バイオマスの伐採作業（機械購入等も含む）も助成対象か？	伐採作業において研究開発の要素があれば助成の対象となります。
11	事務処理マニュアル	説明会資料P.26「7.(4)処分制限財産の取扱い」について、 ①交付規程第16条第2項にある「取得財産等の処分を制限する期間」は、何年か。	「事務処理マニュアル」p172（2）処分制限期間をご参照ください。「なお、助成事業者は、耐用年数を事業者の固定資産台帳と整合させてください。」との記載がございますので、事業者の基準で耐用年数を設定をお願いします。「事務処理マニュアル」は下記のURLをご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html
12	事務処理マニュアル	「処分制限期間中に転用を行う場合」の定義を知りたい。例えば、導入した早生樹収穫用重機をどのように活用した場合に、「転用」にあたるか。	当初の研究開発目的以外に使用した場合は「転用」となります。処分制限財産の扱いについては「事務処理マニュアル」のp172をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

2023年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」にかかる公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
13	事務処理マニュアル	「NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じて得た額をNEDOへ納付することが条件となります。（中小企業者には納付条件を付さない場合がございます。）」とあるが、中小企業者で「納付条件を付さない場合」の具体的な判断基準をご教示頂きたい。	助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために行う転用であれば「納付条件を付さない場合」に該当します。納付条件を示さない場合については「事務処理マニュアル」のp175をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html
14	公募要領	収益納付における中小企業の定義について、当森林組合は資本金基準、従業員基準では中小企業に該当するが、森林組合法に規定されている組織は協業組合ということで中小企業にあたるという考え方でよいか？	各公募要項に「「中小企業」としての企業」の記載がございます。そちらに照らし合わせてご判断ください。
15	事務処理マニュアル	助成事業で購入した機械で製造及び品質を向上させたチップの扱いだが、収益控除したうえで、チップの有償販売は可能か？	販売は可能です。但し事業期間中は収益納付ではなく、収入の控除が必要です。当該収入を得るために要した費用の助成対象費用（細目）を選択し、発生月に控除していただきます。「事務処理マニュアル」のp47（5）「助成事業の遂行により生じる副生物等について」をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html
16	公募要領	施行、伐採、再植林が対象とのことだが、伐採で生じた成果物を利活用した場合の扱い、制限は？	そもそもですが伐採を助成に含む場合は、伐採に研究開発項目の設定が必要です。伐採から生じた売上は助成金額からマイナス計上が必要です。ただ元々所有していた山林の立木から生じた売上はその限りではございません。※上記15番と考え方は同様です。
17	事務処理マニュアル	助成事業期間終了後に助成事業で購入した機械で製造したチップの扱いだが、チップの有償販売を継続することは可能でしょうか	助成事業終了後は収益納付となります。当該製品を販売して得た利益をNEDO助成金寄与度で按分した金額を納付頂きます。収益の納付の金額の算出方法はNEDOの「事務処理マニュアル」マニュアルp176、p177をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

2023年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」にかかる公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
18	公募要領	代表者が主任研究員になるが、 ①e-Radの登録は法人だけいいか？個人としての登録が必要か？ ②事業所での社会保険の加入は必須か？	①機関承認が必要な事業ですので、個人と法人の2つ登録が必要です。 ②雇用関係があれば、社会保険加入は必須ではございません。
19	事務処理マニュアル	出向者および派遣社員は、研究員および研究補助員として登録可能か？	雇用関係（出向契約、派遣契約）があれば可能です。
20	公募要領	チップ材料の分析等は外部機関に委託の予定だが、この場合委託機関はe-Rad登録の必要か？	NEDOの助成事業の定義で「委託」に該当する場合は、e-Rad登録は必要ですが、研究・開発要素がなく、単なる分析の外注(仕様に基づいた分析を行い、結果を報告するだけのもの)であれば、委託先ではなく、外注先となりますので、e-Rad登録は不要となります。
21	事務処理マニュアル	試験場所の賃貸料等は費用計上可能か？	事業期間内であれば可能です。
22	公募説明会資料	公募説明会資料p.49に、「(4) バイオマスの量（重量・体積）について記載する際は、単位を“絶乾t”に統一」とあるが、生産費等の表現においても絶乾tを用いるのべきか？	説明会の資料の通り、絶乾トンで記載ください。
23	公募説明会資料	公募説明会資料p.58の「達成レベル」について、これは助成事業終了時の達成レベルなのか、将来展望を記入すれば良いのか？	p58の表の達成レベルは助成事業終了時点でご記載ください。

2023年5月29日

2023年度「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」にかかる公募に関するQ&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
24	公募要領	添付資料2 企業化計画書の「3. 市場の動向・競争力（1）市場規模/産業創出効果」について国内と海外の市場規模推移というのは、何の市場規模を指しているのでしょうか？燃料チップの市場を企業化以降（例えば2029年度以降5年間）を予測して記載するという意味か？	対象製品が燃料チップであれば燃料チップです。企業化計画の立案に際して、可能な範囲で市場の予測をご記載ください。